

令和3年第4回定例会会議録（第7号）

令和3年12月13日

○出席議員（23名）

1番	榎田貢君	2番	日名子敦子君
3番	美馬恭子君	4番	阿部真一君
5番	手束貴裕君	6番	安部一郎君
7番	小野正明君	8番	森大輔君
9番	三重忠昭君	10番	森山義治君
11番	穴井宏二君	12番	加藤信康君
13番	荒金卓雄君	14番	松川章三君
16番	市原隆生君	17番	黒木愛一郎君
18番	平野文活君	19番	松川峰生君
20番	野口哲男君	21番	堀本博行君
22番	山本一成君	23番	泉武弘君
25番	首藤正君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	松崎智一君	教育長	寺岡悌二君
上下水道企業管理者	岩田弘君	総務部長	末田信也君
企画戦略部長	安部政信君	観光・産業部長	松川幸路君
公営事業部長	上田亨君	市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕君
いきいき健幸部長	内田剛君	建設部長	松屋益治郎君
市長公室長 兼自治連携課長	山内弘美君	防災局長 兼観光・産業部参事	白石修三君
消防長	須崎良一君	教育部長	柏木正義君
上下水道局次長	山内佳久君	財政課長	矢野義知君

○議会事務局出席者

局 長	花 田 伸 一	議事総務課長	佐 保 博 士
補佐兼議事係長	藤 内 洋 一	総 務 係 長	市 原 祐 一
主 査	浜 崎 憲 幸	主 査	松 尾 麻 里
主 任	佐 藤 雅 俊	速 記 者	桐 生 正 子

○議事日程表（第7号）

令和3年12月13日（月曜日）午前10時00分開議

- 第 1 上程中の全議案に対する各委員長報告、討論、表決
- 第 2 議第112号 令和3年度別府市一般会計補正予算（第9号）の上程、提案理由説明、質疑、討論、表決
- 第 3 報告第13号 市長専決処分について
- 第 4 議員提出議案第11号 大分県主要農産物等種子条例制定を求める意見書
- 第 5 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第5（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（松川章三君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第7号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次報告を願います。

（厚生環境教育委員会委員長・荒金卓雄君登壇）

○厚生環境教育委員会委員長（荒金卓雄君） 去る12月2日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました議第87号令和3年度別府市一般会計補正予算（第8号）関係部分外12件について、委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

まず、議第87号令和3年度別府市一般会計補正予算（第8号）関係部分及び議第91号令和3年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）関係部分の予算議案についてであります。

初めに、高齢者福祉課関係であります。令和2年度における老人クラブ数及び会員数が当初の見込みを下回ったため、前年度事業の精算に伴う県への返納金を計上しているとの説明がなされました。

委員から、会員数を増やすための市の取組に関する質疑に対し、当局から、会員増に向けて老人クラブ連合会と協議していきたいとの答弁がなされました。

次に、ひと・くらし支援課関係では、生活困窮者自立支援法の規定に基づき、離職や廃業による経済的な困窮により住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃に当たる住居確保給付金を支給するための債務負担行為を計上しているとの説明がなされました。

委員から、利用世帯数に関する質疑がなされ、当局から、令和3年度10月末現在で251件3,323万円給付しているとの答弁がなされた次第であります。

続きまして、障害福祉課関係では、前年度事業の精算に伴う特別障害者手当等給付費等の負担金収入を計上していること、また、利用者数や事業所数の増加等に伴い、自立支援給付費等の追加額とその財源となる国庫及び県支出金収入の補正、併せて前年度事業の精算に伴う国や県への返納金等を計上しているとの説明がなされました。

健康推進課関係では、新型コロナウイルス感染拡大の抑止と市民の安全・安心を確保するため、ワクチンの3回目接種に伴う経費を計上しているとの説明がなされました。

また、介護保険課関係では、前年度事業の精算に伴う国や県への返納金等を計上していることについて説明がなされました。

次に、子育て支援課関係では、新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることから、見守り強化のため、事業実施団体が見守りの必要な児童等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導等をするための補助金を計上しているとの説明がなされました。

委員から、対象となる世帯数に関する質疑に対し、当局から、要保護児童対策地域協議会で見守り等を行っている家庭の中から見守り強化が必要と判断している約20世帯を予定しているが、支援が必要と思われる家庭については、その都度対応するとの答弁がなされました。

続きまして、スポーツ推進課関係についてであります。総合体育館、市民球場、実相寺パークゴルフ場など6件のスポーツ施設グループに対する指定管理の指定に伴い、令和4年度から令和8年度までの5年分の指定管理料の債務負担を計上しているとの説明がなされました。

教育政策課関係では、今年度予定していた旧浜脇中学校跡地の解体工事等について、周辺道路拡幅工事との工期調整の結果、周辺住民への配慮のため、次年度に繰り越すとの説

明がなされました。

また、学校教育課関係では、中学生が九州大会及び全国大会に出場した場合、大会出場に要する交通費や宿泊費を補助しているが、例年に比べ出場者が多かったことや開催地が沖縄や関東地区であったことで旅費が高額となり、不足分を追加計上しているとの説明がなされました。

さらに、社会教育課関係では、現在休館し改修中である別府市公会堂市民会館大ホールの舞台照明について、令和4年4月からの業務開始に当たり、操作方法などを研修する準備期間が必要であることから、債務負担行為を計上しているとの詳細な説明がなされた次第であります。

次に、議第91号令和3年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）関係部分では、要介護認定者の増加に伴うケアプラン作成費用を追加計上しているとの説明がなされました。

委員から、要介護認定者数の推移に関する質疑があり、当局から、昨年度と比較するとなだらかな増加傾向にあり、要介護認定者は98名、ケアプランの作成数は2,610件の増加が見込まれるとの答弁がなされました。

最終的に、議第87号及び議第91号のいずれの予算議案も、当局の説明を了とし、全員異議なく可決すべきものと決した次第であります。

続きまして、4件の条例議案及び7件のその他議案についてであります。

初めに、議第93号別府市手数料条例及び別府市印鑑条例の一部改正についてのうち、市民課関係部分では、個人番号カードを利用し、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機を介して印鑑登録証明書や住民票等の写し等の各種証明書を交付する場合における当該交付に係る手数料の額を引き下げるものであるとの説明がなされました。

これに対し委員から、コンビニ交付を受ける場合の手順やマイナンバーカードの取得状況について質疑がなされ、当局から、コンビニに設置している端末機に住民票等の交付についてのメニューが表示されるため、交付を希望する証明書等を選択し、マイナンバーカードを差し込み、暗証番号を入力することで簡単に交付を受けることができること、また、マイナンバーカードの取得率は現在34%であり、取得率向上のために公民館等へ出向くなど出前申請サポートを実施している旨の答弁がなされました。

次に、議第95号別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例及び議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正については、11月に完成したウエイトリフティング場を広く市民の方に利用していただくに当たり、別府市営体育施設に追加すること、また、ウエイトリフティング競技の特殊性、専門性を鑑み、ウエイトリフティング協会へ長期独占利用してもらうことで、施設の管理運営をお願いするものであるとの説明がなされました。

委員から、一般市民が使用し、けがをした場合の保険はどうなっているのかとの質疑に対し、当局から、協会において適切に対応するとの答弁がなされた次第であります。

続きまして、議第96号別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の一部が訂正されたことに伴い条例を改正するものである旨の説明がなされました。

議第97号別府市国民健康保険条例の一部改正については、健康保険法施行令等の一部が改正され、出産育児一時金等の金額が改定されたことに伴う条例改正である旨の説明がなされました。

最後に、議第102号から議第108号指定管理者の指定については、体育館やグラウン

ドなど7件の対象施設等において、管理者の指定に当たり議会の議決を求めるものであるとの説明がなされました。

委員からの指定管理者公募に係る実績等の条件の緩和やグラウンドや競技場等における市民利用の向上、また、芝生の環境整備等に関する質疑に対し、当局から、公募に当たっては、門戸を広げ、競争の原理が働くための取組を行っていくとの答弁がなされました。また、ラグビー日本代表やトップチームのキャンプ誘致には、引き続き質の高い芝生の環境が必要ではあるが、スポーツツーリズム推進のため広く市民が利用できるように新しい指定管理者と協議するとの答弁がなされました。

以上4件の条例議案及び7件のその他議案につきましても、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決したところであります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

(総務企画消防委員会委員長・阿部真一君登壇)

○総務企画消防委員会委員長(阿部真一君) 去る12月2日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました議第87号令和3年度別府市一般会計補正予算(第8号)関係部分外7件について、委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、議第87号令和3年度別府市一般会計補正予算(第8号)関係部分、及び議第88号から議第91号までの各特別会計のうち、職員課関係部分、以上5件の予算議案についてであります。

初めに、職員課関係部分では、新型コロナウイルス感染症対策に係る時間外勤務手当の増加や任期付職員の増員、また、育児休業や病気休暇の取得に伴う会計年度任用職員の増員等により、人件費の追加額として1億2,971万円を計上しているとの説明がなされました。

次に、契約検査課関係部分では、大分県及び県内各市町村が共同利用する電子入札システムの改修に伴う負担金を計上しているとの説明がなされました。

説明に対し委員から、契約方法に関する質疑がなされ、当局から、大分県において既存システムの事業者と随意契約を締結した旨の答弁がなされた次第であります。

続きまして、政策企画課関係部分では、ふるさと納税ポータルサイトの見直し等により、湯のまち別府ふるさと応援寄附金が増加する見込みであることから、その追加額として2億3,713万9,000円を計上する一方で、歳出として、当該寄附金の増加に伴い委託料等の関係経費を追加計上しているとの説明がなされました。

委員による寄附金から当該経費を差し引いた額に関する質疑に対して、当局から、ふるさと納税制度の規定に従い、寄附金の約50%であるとの答弁がなされました。

さらに別の委員から、今後も増加傾向は続くのかとの質疑がなされたのに対し、当局から、県内では下位にあるため、増加に向け引き続き返礼品の拡充等を図っていきたい旨の答弁がなされた次第であります。

次に、財政課関係部分では、基金積立金の追加額について、別府市国際交流会館を売却すること等に伴い、別府市公共施設再編整備基金に1億258万円を積み立て、湯のまち別府ふるさと応援寄附金の増加に伴い、湯のまち別府ふるさと応援基金に2億3,713万9,000円を積み立てること、また、補正予算の財源調整として別府市財政調整基金繰入金3億4,400万円を追加計上する旨の説明がなされました。

最後に、情報政策課関係部分では、マイナンバーカードの取得や健康保険証としての利用を促進するため、国庫補助金を活用し出張サポート窓口の開設、申込み支援に要する委託料等を計上しているとの説明がなされました。

説明に対し委員から、事業者の選定方法について質疑がなされ、当局から、一般競争入札を検討しているとの答弁がなされた次第であります。

以上の予算議案5件の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、1件の条例議案及び2件のその他議案についてであります。

初めに、議第93号別府市手数料条例及び別府市印鑑条例の一部改正についてのうち、市民税課関係部分では、個人番号カードを利用した多機能端末機による市県民税課税・非課税証明書及び所得証明書のコンビニ交付に係る手数料を現行の300円から150円に引き下げることに伴い、条例を改正しようとするものであるとの説明がなされました。

次に、議第110号事務の委託の協議については、令和6年度から県内各市町村の消防指令業務を一元化し共同運用するため、本市の当該業務に係る事務を大分市に委託しようとするに伴い、議会の議決を求めるものであるとの説明がなされました。

委員から、市民による通報の方法に変更はあるのかとの質疑がなされ、当局から、市民にとって変更点はなく、これまでどおり119番通報をすることで共同指令センターにつながり、そこから本市の消防署に対し出動指令が出される旨の答弁がなされました。

さらに同委員から、共同運用のメリットやデメリットに関する質疑がなされ、当局から、広域災害に対し迅速に対応できること、指令業務の縮小により、現在の指令室員を消防隊や救急隊に配置転換することで現場における消防力を増強できること等のサービス向上が図られる反面、不安視されている場所の特定に対しては、本市の指令室員も通話に加わるなど全国47地域で既に行われている共同運用の実績等を参考にしながらしっかり取り組んでいきたい旨の答弁がなされました。

これらに対し別の委員から、市民の生命と財産を守るため、万全の体制で臨むよう要望がなされた次第であります。

最後は、議第111号市長専決処分についてのうち、財政課関係部分についてであります。「べっふ帰ってきたエール券」発行事業を実施することに伴い、普通地方交付税及び予備費の補正を市長において専決処分したことに伴い、議会に報告し、その承認を求めるものであるとの説明がなされました。

以上1件の条例議案及び2件のその他議案の採決におきましては、議第110号について一部委員から反対する旨の意思表示がなされたものの、賛成多数により原案のとおり可決し、その他2議案については、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決・承認すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

(観光建設水道委員会委員長・三重忠昭君登壇)

○観光建設水道委員会委員長(三重忠昭君) 去る12月2日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました議第87号令和3年度別府市一般会計補正予算(第8号)関係部分外9件について、委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果について御報告いたします。

初めに、予算議案2件のうち、議第87号令和3年度別府市一般会計補正予算(第8号)関係部分についてであります。

観光課関係部分では、コロナ禍の収束後を見据えた観光戦略として新たな観光ウェブサイトを開設するために債務負担行為を追加するものであるとの説明がなされました。

複数の委員から、新たな観光ウェブサイトについて質疑があり、当局から、全面的に内容を見直すものであること、外国語は5つの言語には対応していく予定であるとの説明が

なされました。

また別の委員より、全面的に見直すことによる費用対効果を報告できるよう要望がありました。

次に、温泉課関係部分では、歳出として、鉄輪むし湯の指定管理者に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年8月から同年10月までの期間を対象に減収負担金131万円を計上するものであるとの説明が、また、文化国際課関係部分では、歳入として、別府市国際交流会館の売却に伴う建物売払収入として1億1,692万5,000円を計上し、歳出では、国際交流会館建設奨励金返還金1,772万7,000円を計上するものであるとの説明がなされました。

委員から、同館の不動産評価の鑑定方法について質疑があり、当局から、不動産鑑定士が売買実例に基づき限定価格にて鑑定をしたものであるとの説明がなされた次第であります。

次に、産業政策課関係部分では、歳出として、大分空港が宇宙港に選定されたことに伴い、別府市における宇宙関連ビジネス創出の可能性を調査するための委託料等を計上するものであるとの説明がなされました。

委員から、調査の目的について質疑があり、当局から、調査目的は、5年間で102億円の経済効果が見込まれる中で、民間の事業者に調査結果を情報提供し宇宙に関する新たな事業の創出、拡大を検討してもらうためのものであるとの詳細な説明がありました。

続きまして、農林水産課関係部分についてであります。歳入では、大分県が実施する県道別府一の宮線災害防除工事について、当該工事に係る市有地を大分県に売却することに伴うものであること、歳出では、旧慣による権利を有している地元の南立石財産管理委員会に、権利放棄に対して補償金を支払うためのものであるとの詳細な説明がなされた次第であります。

最後に、都市整備課関係部分では、舗装及び側溝改修工事に対し、3,000万円の債務負担行為を追加するものであるとの説明がなされました。

採決の結果、議第87号令和3年度別府市一般会計補正予算(第8号)関係部分について、いずれの補正予算議案も当局の説明を適切妥当とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第89号令和3年度別府市競輪事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

車券発売金の売上増に伴い、歳入・歳出ともに34億2,930万円を増額するものであるとの詳細な説明がなされました。

採決の結果、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、条例議案4件についてであります。

まず、議第92号別府市手数料条例の一部改正については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、新たに区分所有住宅について認定申請手数料を定めるもの等であるとの説明があり、続きまして、議第94号別府市国際交流会館の設置及び管理に関する条例の廃止については、文化国際課関係部分の補正予算に関連し、同館を売却することに伴い条例を廃止するものであるとの説明がなされました。

さらに、議第98号別府市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正については、亀川駅東口及び西口に自転車駐車を整備したことにより条例の一部改正をしようとするものであるとの説明がなされました。

最後に、議第99号別府市道路占用料徴収条例等の一部改正については、大分県道路占用料徴収条例が改正されたことを踏まえ、別府市道路占用料徴収条例等のうち、電柱や電

話柱、埋設管等の占有物件の占有料を同様に改定するものであるとの説明がなされました。

以上4件の条例議案の採決について、いずれも当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、その他議案4件についてであります。

まず、議第100号建物の売払いについてであります。その内容は、文化国際課関係部分の補正予算に関連し、別府市国際交流会館を学校法人別府大学へ売払いしようとするものであるとの説明が、続きまして、議第101号旧慣による公有財産についての権利を廃止することについて、その内容は、農林水産課関係部分の補正予算に関連し、旧慣による権利を有している地元の委員会が権利放棄することに対し補償金を支払うものであるとの説明が、さらに議第109号指定管理者の指定については、別府市営阿蘇くじゅう国立公園志高湖野営場及び別府市神楽女駐車場の管理を株式会社Recamp（リキャンプ）に行わせようとするものであるとの説明がなされました。

委員より、指定の期間について質疑があり、投資的な要素も踏まえ5年間としているとの説明がなされました。

また、別の委員から、指定管理料について質疑があり、当局より、独立採算制のため0円であるとの説明がなされました。

最後に、議第111号市長専決処分について・令和3年度別府市一般会計補正予算（第7号）産業政策課関係部分については、歳出として、「べっふ帰ってきたエール券」実行委員会負担金3億5,000万円を市長において専決処分したことに伴い議会に報告し、その承認を求めるものであるとの説明がなされました。

委員より、エール券は消費を喚起する方法だが、税の負担と受益の公平性の観点から別の方法も研究するよう提言がありました。

この4つの議案の採決についても、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決及び承認すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（松川章三君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

（18番・平野文活君登壇）

○18番（平野文活君） 私は、日本共産党議員団を代表して、議第110号事務の委託の協議についてに対する反対討論を行います。

この議案は、令和6年度から全県の119番通報を大分市に新設する指令センターに集中することを求めるものです。具体的にはどんな事務を委託するのか。それは、火災や急病、交通事故などの119番通報を受け付け、消防隊などに指令を出し、帰るまでの一連の事務を委託するというものでございます。

県下の指令業務を一本化する、その目的は何か。それは、南海トラフ地震や大規模災害に対応できるよう消防広域化を目指す。それに先立ち、まず通信指令業務を一本化するというのであります。大規模災害への体制づくりは必要です。しかし、それがなぜ日常の119番通報を一本化する理由になるのでしょうか。最大の目的は、人員削減、コスト削減にあるのではないのでしょうか。

別府市内の年間の119番通報は、救急車の要請約6,000件など、おおむね1万2,000件程度で、1日平均33件を受けて、それを12人の指令室員が2交代で4台の指令台を使い24時間365日対応しているとのこと。全県の119番通報は、年間約8万件とのこと

ですから、1日220件となります。本当に事故なくさばけるのでしょうか。

さらに、議案に添付されている規約10条には、共同センターの通信手段が損なわれた場合は、別府市が臨時的体制を取ると規定していますが、通信指令業務の長年の経験の蓄積がなくなった状態の下で想定外の事態が生じた場合、すぐ機能が発揮できるかという問題も残されており、この議案には同意できないことを表明して、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(松川章三君) 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について、順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第110号事務の委託の協議についてに対する委員長報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(松川章三君) 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第87号令和3年度別府市一般会計補正予算(第8号)から議第104号指定管理者の指定についてまで、及び議第107号指定管理者の指定についてから議第109号指定管理者の指定についての以上21件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上21件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川章三君) 御異議なしと認めます。よって、以上21件は、各委員長報告のとおり可決されました。

[退場する者あり]

○議長(松川章三君) 次に、議第105号指定管理者の指定について及び議第106号指定管理者の指定についての2件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上2件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川章三君) 御異議なしと認めます。よって、以上2件は、委員長報告のとおり可決されました。

[入場する者あり]

○議長(松川章三君) 次に、議第111号市長専決処分についてに対する各委員長の報告は、いずれも承認すべきものとの報告であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川章三君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、各委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第2により、議第112号令和3年度別府市一般会計補正予算(第9号)を上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(市長・長野恭紘君登壇)

○市長(長野恭紘君) 御説明いたします。

ただいま上程されました議第112号令和3年度別府市一般会計補正予算(第9号)の概要について御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯を支援するため、国の経済対策及び補正予算(第1号)において、ゼロ歳から高校3年生までの子どもに1人当

たり5万円の現金を迅速に支給することが決定されたことに伴い補正予算を編成いたしました。

今回の補正予算であります、一般会計の補正額は7億7,800万円の増額で、補正後の予算額は585億1,070万円となります。

以上で、提出いたしました議案の説明を終わります。

何とぞ慎重審議の上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松川章三君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第112号令和3年度別府市一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3により、報告第13号市長専決処分についての報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

（副市長・阿南寿和君登壇）

○副市長（阿南寿和君） 御報告いたします。

報告第13号は、市道上の事故外7件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものです。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（松川章三君） 以上で、当局の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第4により、議員提出議案第11号大分県主要農産物等種子条例制定を求める意見書を上程議題といたします。

議員提出議案第11号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（12番・加藤信康君登壇）

○12番（加藤信康君） 議員提出議案第11号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

大分県主要農産物等種子条例制定を求める意見書

主要農産物種子法は1952年に制定され、これまで日本の農業、食の安全を守ってきました。稲・麦・大豆の品種開発と安定供給のために国や都道府県の公的役割が明確にされ、同法の下で稲・麦・大豆などの主要農産物の種子の生産・普及のための施策が実施され、農業者には優良で安価な種子が、消費者には安心でおいしい米などの農産物が安定的に供給されてきました。

しかし、2018年4月1日付、国会において主要農産物種子法が廃止されました。種子

法の廃止によって、これまで都道府県が行ってきた種子の改良や安定供給の取組に法的な裏づけがなくなり、今後、稲などの種子価格の高騰や地域条件等に適合した品種の生産・普及などが衰退してしまうのではないかと不安が広がっています。さらに、地域の共有財産である「種子」を民間に委ねた場合、長期的には外資系事業者の独占や、改良された新品種に特許がかけられ、日本の種子市場を支配していく懸念も指摘されています。このことは、我が国の食の安全・安心、食料主権が脅かされることにつながり、県民にとっても重大な問題です。

また、農業競争力強化支援法では、独立行政法人や都道府県が有する種子生産に関する知見を民間業者に提供することを促進しています。このことは、民間業者に今まで国や県が行ってきた役割を託すためと考えられますが、これは日本人が先祖から受け継いできた種子や、今まで国民・県民の税金で維持管理してきた品種の情報を民間企業に提供することになります。これでは種子の公共性が著しく失われ、ひいては農業・農村の有する多面的な機能も失われることになります。品種の知的財産が一度民間に渡れば、知的財産権は種苗法により民間企業のものとなり、農家は自主採取できず、農業生産は危機的なものになる可能性が大です。

国会の種子法廃止法案の可決に当たっては、種子法が主要農作物種子の国内自給及び食料安全保障に多大な貢献をしてきたことに鑑み、優良な種子の流通確保や、引き続き都道府県が種子生産等に取り組むための財政措置のほか、特定企業による種子の独占防止などについて万全を期すことを求める附帯決議がなされています。

大分県においては、種子法が廃止されて以降、「大分県主要農産物種子制度基本要綱」等によって種子行政が行われていますが、要綱だけでは予算の裏づけとはなりません。農業行政が種子生産の中心的な業務を果たし、今までどおりの行政対応を継続することに必要な予算、及び関係部署の人員体制を恒久的に措置するためには、大分県独自の取組が必要です。

よって、下記のとおり強く要望いたします。

記

- 1 現行の種子生産・普及体制を生かし、本県農業の主要農作物の優良な種子の安定供給や品質確保の取組を後退させることなく、農業者や消費者の不安を払拭するために、種子法に代わる大分県独自の条例を制定すること。
- 2 条例制定の検討に当たっては、県内の生産者、消費者等関係者に意見聴取をし、その意見を反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月13日

大分県別府市議会

大分県知事 殿

何とぞ、議員各位の賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(松川章三君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川章三君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川章三君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第11号については、原案のとおり決することに御異議ありません。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、日程第5により、議員派遣の件を議題といたします。お手元に配付いたしておりますように、議員派遣の申出があります。お諮りいたします。各議員からの申出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、各議員からの申出のとおり、議員派遣することに決定いたしました。なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任することに決定いたしました。なお、去る11月16日に政策研究会の役員を政策課題の調査研究のため、玖珠町役場に派遣したことを御報告いたします。以上で、議事の全てを終了いたしました。お諮りいたします。以上で令和3年第4回別府市議会定例会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、以上で令和3年第4回別府市議会定例会を閉会いたします。

午前10時47分 閉会